



第5章 具体的な取組



## 第5章 具体的な取組

### 【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～

#### 【施策内容】(1)学校等での子どもへの支援

No.	事業名・取組内容	所管課
1(1)①	学びのトライアル事業 生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	学校教育推進室
1(1)②	スクールサポーターの配置 学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学力向上・特別支援教育・生徒指導・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。	学校教育推進室
1(1)③	不登校総合支援事業 不登校児童生徒への総合的な支援の1つとして市内全ての中学校区において、不登校等に関する連携会議を実施しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、教育支援センターとの連携等により、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を実施しています。	学校教育推進室 教育センター
1(1)④	スクールカウンセラーの配置 児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	学校教育推進室 高等学校課
1(1)⑤	スクールソーシャルワーカーの配置 児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	学校教育推進室
1(1)⑥	教育支援センター事業「ふれあいルーム」 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談・指導を行うことにより、児童生徒の社会的自立をめざします。	教育センター

施策内容(2)教育費負担の軽減

No.	事業名・取組内容		所管課
1(2)①	幼児教育・保育の無償化制度	保育所(園)、認定こども園、幼稚園などを利用する3歳児から5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の利用料が無料になります。また、認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料も無償化の対象となります。(ただし上限があります。)	子どもすこやか部 事務センター ・施設指導課 ・施設給付課 ・施設利用相談課
1(2)②	保育料減免	保育所(園)、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	施設給付課
1(2)③	就学援助制度	市立小・中・義務教育学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	学事課

施策内容(3)大学等進学に対する教育機会の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
1(3)①	入学準備金貸与制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で入学準備金をお貸しする制度です。返還の義務がある奨学金です。在学中は、返還の猶予を申請できます。	学事課

施策内容(4)生活困窮世帯への学習支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1(4)①	生活困窮者自立支援事業 (学習等支援事業)	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	生活支援課



施策内容(5)その他の教育支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1(5)①	早寝・早起き・朝ごはん運動	市内在住の未就学児や小中高生に、規則正しい生活習慣の重要性を訴え、健康増進を図ることを目的に取り組んでいる事業です。啓発ポスターの配布や、小学1年生の保護者等に家庭教育手帳の配布等を実施しています。	青少年教育課
1(5)②	ブックスタート事業	各保健センターで実施する4か月児健康診査の際に、一人ひとりに読み聞かせを実施し、全世帯に絵本を配布し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。	社会教育課
1(5)③	キャリア教育推進事業	子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。 ①キャリア教育プログラムの充実 ②教職員向け『キャリア教育研修』の実施 ③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進	学校教育推進室
1(5)④	小中学校における体験学習(職場体験等)	【小学校】 農業体験やモノづくり体験、工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。 【中学校】 職業調べ、職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。	学校教育推進室
1(5)⑤	インターンシップ体験活動	市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、庁内及び関係施設において職場体験を行っています。	高等学校課
1(5)⑥	東大阪市立障害児者支援センター レピラ	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談を行っています。	子ども家庭課
1(5)⑦	療育教室事業	発達に課題を抱える子ども及びその保護者を対象に個別支援に配慮した早期療育、親支援を行う教室事業を行っています。	地域支援課

## 【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～

### 施策内容(1)保護者の生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(1)①	生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。	生活福祉課 各福祉事務所
2(1)②	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。	生活支援課
2(1)③	地域子育て支援拠点事業	<p>【地域子育て支援センター事業】</p> 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。	施設給付課 保育課
		<p>【つどいの広場事業】</p> 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。	
2(1)④	病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	施設給付課 保育課
2(1)⑤	育児支援すくすく事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所（園）を開放し、保育所（園）児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。	施設給付課 保育課
2(1)⑥	保育所地域活動事業	保育所（園）において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行っています。	施設給付課 保育課
2(1)⑦	一時預かり事業	不定期の就労や子育てのリフレッシュや通院など一時的に預けたい場合に保育所等の施設で預かりを行う事業です。一時預かり事業には「就労型」と「リフレッシュ型」があります。	施設給付課 保育課 学校教育推進室

No.	事業名・取組内容		所管課
2(1)⑧	子育てサークルへの支援	子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、運営のアドバイスをしています。	施設給付課 保育課 母子保健・感染症課 保健センター
2(1)⑨	ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	施設給付課
2(1)⑩	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	<p>【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。</p> <p>【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。</p>	子ども相談課 地域支援課
2(1)⑪	留守家庭児童育成事業	留守家庭児童育成事業は、小学生（1～6年生）を対象とし、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。 現在、本市では50クラブを開設しており、内38クラブは株式会社、9クラブはNPO法人、3クラブは一般社団法人が運営しています。	青少年教育課
2(1)⑫	母子生活支援施設への入所	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた母子について、様々な事情で、子どもの養育が十分にできない場合に、本人の希望により母子生活支援施設へ入所させ、自立に向けた支援を行います。	子ども家庭課 福祉事務所

施策内容(2)子どもの生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(2)①	食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業	地域の子どもたちが、食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性を身につけることができるような子どもの居場所が広がるように、食の提供を伴う子どもの居場所（子ども食堂）を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設や活動促進を図ります。	子ども家庭課
2(2)②	学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業	小学生を対象に、学習習慣を身につけること及び放課後に気軽に集える居場所を提供することにより、子どもの健全な育成を助長し、子どもの貧困の予防や貧困の連鎖の解消を目的としています。市内の社会福祉法人等が有する施設などにおいて実施しています。	子ども家庭課

施策内容(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

No.	事業名・取組内容		所管課
2(3)①	地域子育て応援団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行ってきました。一方で、子育て情報をウェブサイトやアプリ等によって提供・発信し、地域の子育てを支援しています。また、出産記念品を配布する事業にも取り組んでいます。	施設給付課
2(3)②	児童虐待防止事業（東大阪市要保護児童対策地域協議会）	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3地域（東・中・西）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。	子ども相談課 地域支援課
2(3)③	子ども見守り相談センター（子ども家庭総合支援拠点）	0歳～18歳の子どもとその家庭および妊産婦などを対象として社会福祉士や保健師など多様な専門職による相談支援体制を構築し、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。また、子どもの成長や発達、しつけなど子育てに関する悩みの相談や子どもの虐待の相談・通告窓口の役割も担います。	子ども相談課 地域支援課
2(3)④	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要と思われるが、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援（相談支援や育児・家事援助等）を行っています。	子ども相談課 地域支援課 母子保健・感染症課 保健センター

No.	事業名・取組内容		所管課
2(3)⑤	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーに早期に気づき、把握する、またヤングケアラーに関する相談体制づくり等ヤングケアラーに必要な支援体制を整えます。関係機関・団体や地域住民等へのヤングケアラーに関する意識の向上を図るための広報啓発活動を行います。	子ども相談課 地域支援課 その他関係各課
2(3)⑥	小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	地域福祉課
2(3)⑦	地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカーが、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	地域福祉課 生活支援課 子ども家庭課
2(3)⑧	コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	地域福祉課
2(3)⑨	重層的支援体制整備事業	高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築しています。	地域福祉課 その他関係各課
2(3)⑩	地域や関係機関、団体との連携した取組の推進（愛ガード運動推進事業等）	子どもを見守る活動と防犯教室をすすめています。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図っています。	学校教育推進室
2(3)⑪	母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	子ども家庭課 福祉事務所



施策内容(4)妊娠期から切れ目のない支援

No.	事業名・取組内容	所管課	
2(4)①	保健師家庭訪問事業	主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行っています。	母子保健・感染症課 保健センター
2(4)②	妊婦健康診査・妊婦 歯科健診・産婦健診	妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康に育児を行うためにも産後健診を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。	母子保健・感染症課 保健センター
2(4)③	乳児一般・後期健康 診査	生後1か月頃と生後10か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。	母子保健・感染症課 保健センター
2(4)④	乳幼児家庭全戸訪問 事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。	母子保健・感染症課 保健センター
2(4)⑤	乳幼児（4か月・1 歳半・3歳半）健康 診査	乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。	母子保健・感染症課 保健センター
2(4)⑥	児童虐待発生予防シ ステム構築事業	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。	地域支援課 母子保健・感染症課 保健センター
2(4)⑦	ティーンズママの会	10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスを行っています。	母子保健・感染症課 保健センター

No.	事業名・取組内容		所管課
2(4)⑧	伴走型相談支援及び 出産・子育て応援給 付金の一体的事業	<p>【伴走型相談支援】 全ての妊婦や0歳から2歳の乳幼児のいる家庭に寄り添い、面談を通して妊娠・出産・子育ての相談にのり、必要な支援につなげる伴走型相談支援の充実を図ります。</p> <p>【出産・子育て応援ギフト】 妊娠届出時および出生届出後に実施される面談終了後に、出産・子育て応援ギフトを支給します。</p>	母子保健・感染症課 施設給付課

#### 施策内容(5)住宅の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(5)①	市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。	総務管理課
2(5)②	住宅確保給付金制度 (生活困窮者自立支援制度)	離職した方等について家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金(限度あり)を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行っています。 ※給付要件あり。	生活支援課

#### 施策内容(6)相談機能の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
2(6)①	子育て世代包括支援センター 「はぐくむ」	妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを行います。妊娠・出産・子育てをするなかでわからないこと・不安なことや、保育所や遊び場についての相談など、お悩みがあれば気軽に相談でき、必要に応じて関係機関と連携を図りながらサポートを行います。	母子保健・感染症課 保健センター 施設給付課
2(6)②	子育て支援電話相談事業	子育ての悩み・18歳未満の子どもに関する相談、子どもからの相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも相談員が電話で応じています。必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します。	子ども相談課
2(6)③	すこやかテレホン事業	東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員(市少年補導員)が交代で子どもたちや保護者からの悩み相談に電話で対応しています。メールでの相談も行っています。	青少年教育課

No.	事業名・取組内容		所管課
2(6)④	教育・発達相談事業 「来所相談」	3歳半から概ね18歳までの子どもの養育や教育、発達に関する相談を行っています。	教育センター
2(6)⑤	教育・発達相談事業 「相談員派遣事業」	教育センターの相談員を派遣し、市立幼稚園・こども園・小学校における相談機能の充実を図ります。	教育センター
2(6)⑥	教育・発達相談事業 「電話相談」	子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育上の悩み等に関する相談を行います。	教育センター
2(6)⑦	東大阪市立男女共同 参画センター・イコ ーラム（相談事業）	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談（電話、面接、法律、労働、多言語）、男性のための相談（電話）を実施しています。	多文化共生・ 男女共同参画課
2(6)⑧	DV対策事業	DVに関する専門相談を通じて、DV被害者を支援しています。また、令和5年度中の配偶者暴力相談支援センターへの移行により、DV専門相談窓口で行っていた相談、相談機関の紹介や情報提供、一時保護の支援などに加え、保護命令制度の支援や配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行を行います。	多文化共生・ 男女共同参画課
2(6)⑨	ひきこもり等支援事業	ひきこもり相談に対して、来所相談や電話相談を実施しています。複雑化した相談に対して幅広い支援を行うため、令和3年度より心理カウンセリング専門相談の事業委託を実施し、アウトリーチやセミナー等も行っていきます。	生活支援課

## 【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族を応援～

### 施策内容(1)保護者に対する就労の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
3(1)①	地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	労働雇用政策室
3(1)②	就活ファクトリー東大阪の設置	就職に関する相談やキャリアカウンセリング業務、各種セミナー及び企業交流会等を実施しています。	労働雇用政策室
3(1)③	トライアル雇用支援金の活用促進	国（ハローワーク）のトライアル雇用助成金の支給を受けており、市内在住の求職者を市内事業所で雇用する事業主に対し、トライアル雇用支援金を支給することで、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	労働雇用政策室

### 施策内容(2)ひとり親家庭等に対する就労の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
3(2)①	保育所（園）や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	施設利用相談課
3(2)②	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。	子ども家庭課
3(2)③	母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。</p>	子ども家庭課
3(2)④	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。	子ども家庭課

No.	事業名・取組内容		所管課
3(2)⑤	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、より良い条件での就職や転職のため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の学びなおしを支援するための給付金を支給します。	子ども家庭課

## 【施策の方向4】経済的支援

### 施策内容(1)子育て世帯への経済的支援

No.	事業名・取組内容		所管課
4(1)①	子ども医療費助成事業	18歳到達後の最初の年度末までの子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部と入院時の食事代の自己負担額を助成しています。	医療助成課
4(1)②	児童手当事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までです。	国民年金課



施策内容(2)ひとり親家庭等への経済的支援

No.	事業名・取組内容		所管課
4(2)①	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金・技能習得資金・生活資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	子ども家庭課 福祉事務所
4(2)②	ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成しています。	医療助成課
4(2)③	児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合等も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。 ※所得制限あり。	国民年金課

施策内容(3)ひとり親家庭等の養育費確保に関する取り決めの促進

No.	事業名・取組内容		所管課
4(3)①	養育費・離婚前相談事業	離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。	子ども家庭課
4(3)②	養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。	子ども家庭課
4(3)③	公正証書等作成支援補助金事業	養育費の対象児童を扶養しているひとり親家庭が債務名義（公正証書、調停調書等）を取得するための本人負担費用を補助します。	子ども家庭課